

第 1 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 7 年 1 月 1 7 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市上下水道庁舎 2 階 大会議室

出席部会委員 1 小澤 哲男・ 2 川邊 千秋・ 3 下井 弘 ・ 4 田村 明
5 若林 卓哉・ 8 喜多 義幸・ 9 竹尾 泰 ・ 10 田中 茂人
11 清水 喜代己・ 12 平松 崇己・ 13 横山 光次・ 19 太田 義政
21 坂野 大徹

以上 1 3 名

欠 席 委 員 23 水谷 隆

出席部会員外委員

議 長 第 1 農地部会長 太田 義政

事務局職員 野村事務局長・加賀次長・和田主査

総合支所 河芸：本郷副主幹 芸濃：中山主査 美里：谷川担当主幹
安濃：江副主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 10 田中 茂人・ 11 清水 喜代己

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について (所有権移転)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (地上権)
議案第 9 号 非農地証明願について
議案第 1 0 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 5 6 号) 附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>

議 事 の 大 要

議 長	それでは第1回第1農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席は、23番 水谷 隆委員の1名で、出席委員は13名です。 議事録署名者を私の方から指名させていただきます。 10番 田中 茂人委員、11番 清水 喜代己委員よろしくお願いします。 それでは初めに、会長専決の報告事項に入ります。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。 第1回農地部会議案について、22ページ 議案第1号 番号12をお願いします。 この案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いいたします。 また、この削除に伴い、22ページの下合計欄について、合計22筆を21筆に、計19, 265.6㎡を17, 887.6㎡に、そして田10, 516㎡を9, 138㎡に訂正をお願いします。 続きまして、22ページ 議案第1号 番号13をお願いします。 譲受理由 営農拡大について、営農拡大から新規営農の為、に訂正をお願いします。 続きまして、25ページ 議案第4号 番号1、番号2をお願いします。 この案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いいたします。 また、この削除に伴い、25ページの下合計欄について、合計3筆を1筆に、計1, 470㎡を585㎡に、そして畑1, 470㎡を585㎡に訂正をお願いします。 続きまして、28ページ 議案第5号 番号10、番号11をお願いします。 この案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いいたします。 また、この削除に伴い、28ページの下合計欄について、合計26筆を24筆に、計10, 485.31㎡を9, 600.31㎡に、そして畑7, 809.4㎡を6, 924.4㎡に訂正をお願いします。 それでは、議案書の1ページから6ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から11で、件数は11件、合計面積は57, 142㎡で、すべて田でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。 7ページから16ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から15で、件数は15件、合計面積は62,471.99㎡で、その内訳は田が46,640㎡、畑が15,151㎡、その他が680.99㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

17ページをお願いします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1 駐車場用地

番号2 一般個人住宅用地

以上、件数は2件、合計面積は499㎡で、その内訳は田が313㎡、畑が186㎡でございます。

18ページから19ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1 一般個人住宅用地

番号2 宅地分譲用地

番号3、番号4 一般個人住宅用地

番号5 障がい者グループホーム用地

番号6 一般個人住宅用地

番号7 宅地造成

番号8 一般個人住宅用地

番号9 宅地造成

番号10、番号11 一般個人住宅用地

番号12 太陽光発電施設用地

番号13 一般個人住宅用地

以上、件数は13件、合計面積は5,852.91㎡で、その内訳は田が1,600㎡、畑が4,252.91㎡でございます。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、20ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 高茶屋、申請地 高茶屋小森町北端____、登記地目・現況地目とも田、面積 888㎡、受人 _____、面積 11,073㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号2、地区 高茶屋、申請地 高茶屋小森町北端____、登記地目・現況地目とも田、面積 977㎡、受人 ____、面積 11,073㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号3、地区 高茶屋、申請地 高茶屋小森町北端____、登記地目・現況地目とも田、面積 977㎡、受人 ____、面積 11,073㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号4、地区 高野尾、申請地 高野尾町寺谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 585㎡、受人 ____、面積 26,442㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号5、地区 高野尾、申請地 高野尾町新出____、登記地目・現況地目とも畑、面積 2,347㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、兼業による営農縮小のためです。

番号6、地区 高野尾、申請地 高野尾町南出____、登記地目・現況地目とも畑、面積 433㎡、受人 ____、面積 17,230.32㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足による管理困難のためです。

番号7、地区 白塚、申請地 白塚町中起____、登記地目・現況地目とも畑、面積 310㎡、受人 ____、面積 924㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

21ページをお願いします。

番号8、地区 豊津、申請地 河芸町中別保浦____、登記地目・現況地目とも畑、面積 66㎡ 外1筆、合計面積 475㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、遠方による労力不足のためです。

番号9、地区 上野、申請地 河芸町上野大道____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,206㎡ 外3筆、合計面積 3,949㎡、受人 ____、面積 22,236㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号10、地区 上野、申請地 河芸町久知野小町____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,010㎡、受人 ____、面積 22,236㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号11、地区 安西、申請地 芸濃町北神山下前興____、登記地目・現況地目とも畑、面積 337㎡ 外4筆、合計面積 4,410㎡の内3,055.6㎡、受人____、面積 310㎡、渡人____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

22ページをお願いします。

番号13、地区 草生、申請地 安濃町安部下津見____、登記地目・現況地目とも田、面積 337㎡ 外1筆、合計面積 1,881㎡、受人____、面積 0㎡、渡人____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

以上、件数は12件、合計面積は17,887.6㎡で、このうち田が9,138㎡、畑が8,340.6㎡、その他が409㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1から番号3 地区 高茶屋、お願いします。

下井委員 3番下井です。先般、地区の推進委員と現地確認しまして、問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号4から番号6 地区 高野尾、お願いします。

若林委員 5番若林です。4番と6番は全然問題ないので、よろしくお願いします。
5番ですが、____から通って新規営農ということですが、50キロ以上あります。地元の人が荒れないか懸念しているもので、連絡は取れるようにして貰いたい。許可をお願いします。

事務局 農家台帳に電話番号等、連絡先を登載しますので、何かあれば対応していけたらと思います。

議 長 分かりました。番号7 地区 白塚、お願いします。

田村委員 4番田村です。1月9日に現地確認をしました。事務局の説明通りで問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号8 地区 豊津、番号9、番号10 地区 上野お願いします。

喜多委員 8番喜多です。番号8から番号10まで全く問題ありませんので、よろしく

お願いします。

議 長 番号11 地区 安西、お願いします。

田中委員 10番田中です。問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号13 地区 草生、お願いします。

平松委員 13番平松です。推進委員さん、事務局と現地を確認しました。問題ないということで、よろしくお願いします。

議 長 番号1から番号13について、地元委員さんから異議無しということでございます。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可をすることに決定いたします。
次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 23ページをお願いします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。
番号1、地区 一身田、申請地 一身田中野宮ノ後____、登記地目・現況地目とも田、面積 639㎡ 外1筆、合計面積 872㎡、借人 ____、面積 815, 369㎡、貸人 ____。
借受理由は、営農拡大のため、貸渡理由は、労力不足のためです。

以上、件数は1件で、合計面積は872㎡で、すべて田でございます。
いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 一身田

田村委員 4番田村です。1月9日に現地を確認いたしました。事務局説明通り問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議無しということです。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	24ページをお願いします。 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。 番号1、地区 一身田、申請地 一身田上津部田ムノ坪_____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 247㎡ 外1筆、合計面積 1,747㎡。申請者 _____。 これにつきましては、申請地をカート場用地とするものです。 平成元年頃からカート場に転用した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は1件、面積は1,747㎡で、全て田でございます。 いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1 地区 一身田、お願いします。
田村委員	4番田村です。1月9日に地元推進委員と事務局と現地確認を行いました。事務局の説明通りで問題ありませんのでよろしくお願いします。
議 長	番号1について、地元委員さんから、異議の無い旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第3号については許可をすることに決定いたします。 次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	25ページをお願いします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）、でございます。 番号3、地区 草生、申請地 安濃町草生船倉_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 585㎡、受人 _____、渡人 _____。 この案件につきましては、令和6年11月18日付けにて許可を受けました

が、転用事業に変更が生じたため、許可の取消願いが提出されております。
以上、件数は1件、合計面積は585㎡で、すべて畑でございます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号3 地区 草生、お願いします。

平松委員 13番平松です。この件につきましては以前確認して許可したものです。今のところ問題ないと思います。

議 長 番号3について、地元委員さんから、異議無しということでした。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号については承認することに決定いたします。
次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 26ページをお願いします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。
番号1、地区 栗真、申請地 栗真小川町沢____、登記地目・現況地目とも田、面積 793㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を蓄電池設備用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 白塚、申請地 白塚町小山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 269㎡ 外2筆、合計面積 1,089㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、340.98㎡、パネル設置率は、31.3%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 白塚、申請地 白塚町北永定____、登記地目・現況地目とも田、面積 519㎡ 外3筆、合計面積 1,223㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。
これにつきましては、申請地を駐車場、資材置場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 安西、申請地 芸濃町北神山下前興____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 2,067㎡の内1,354.4㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を農業用施設用地とするものです。
昭和60年頃から農業用施設として転用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、農用地区域内農業用施設用地と判断されます。

27ページをお願いします。

番号5、地区 明、申請地 芸濃町林切畑____、登記地目・現況地目とも畑、面積 417㎡ 外1筆、合計面積 1,242㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、486.21㎡、パネル設置率は、39.14%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本念佛田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 608㎡ 外4筆、合計面積 1,267.91㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、457.9㎡、パネル設置率は、36.1%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本響野____、登記地目・現況地目とも畑、面積 197㎡ 外3筆、合計面積 1,019㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、427.3㎡、パネル設置率は、41.9%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

28ページをお願いします。

番号8、地区 明合、申請地 安濃町野口朝日____、登記地目・現況地目とも畑、面積 13㎡ 外2筆、合計面積 1,027㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、340.98㎡、パネル設置率は、33.2%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 草生、申請地 安濃町草生船倉____、登記地目・現況地目とも畑、面積 585㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は9件、合計面積は9,600.31㎡で、このうち田が2,675.91㎡で畑が6,924.4㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号 1、地区 栗真、お願いします。

坂野委員 2 1 番坂野です。当日は地元推進委員と事務局と現地確認いたしました。周辺は商業施設に囲まれ、荒廃も進んでいるのでやむを得ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 番号 2、番号 3 地区 白塚、お願いします。

田村委員 4 番田村です。両方とも 1 月 9 日に地元の推進委員と事務局と現地確認を行いました。両方とも耕作が継続できる状態ではなく、問題ないと思います。

議 長 番号 4、地区 安西、お願いします。

田中委員 1 0 番田中です。問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 番号 5、地区 明、番号 6、番号 7 地区 棕本、お願いします。

竹尾委員 9 番竹尾です。1 月 9 日の日に地元の推進委員と事務局と現地確認をしました。5 番、6 番、7 番といずれも太陽光発電施設ということです。
5 番はもう周りが太陽光になっておりまして、現況地目畑ですけど荒れて雑木が生えているところです。やむを得ないかなと思います。
6 番、7 番もやむを得ないかなと思います。

議 長 番号 8、地区 明合、お願いします。

平松委員 1 2 番平松です。周りに太陽光がだいぶできておりまして、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 番号 9、地区 草生、お願いします。

横山委員 1 3 番横山です。周りが全部太陽光になっておりますので、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 番号 1 から番号 9 について、地元委員さんから、異議なしということでございました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第 5 号については、許可をすることに決定いたします。
次に議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸

借権)、事務局の説明をお願いします。

事務局 29ページをお願いします。
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。
番号1、地区 黒田、申請地 河芸町浜田上箕田____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 1, 418㎡ 外1筆、合計面積 1, 609㎡、借人 ____、貸人 ____。
これにつきましては、申請地を駐車場・資材置場用地とするものです。
令和5年頃から駐車場・資材置場に転用していた旨の始末書の提出がありま
すことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、面積は1, 609㎡、全て田でございます。
この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許
可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 黒田、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。事務局の説明通り、何ら問題ないのでよろしくお願いします。

議長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可をすることに決定い
たします。
次に議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用
貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局 30ページをお願いします。
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
でございます。
番号1、地区 大里、申請地 大里睦合町西垣内____、登記地目・現況
地目とも畑、面積 299㎡、借人 ____ 外2名、貸人 ____。
これにつきましては、申請地を農家住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安濃、申請地 安濃町内多谷____、登記地目 田、現況
地目 雑種地、面積 2, 915㎡ 外3筆、合計面積 3, 866㎡。借人
____、貸人 ____。
これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

平成8年10月頃から資材置場としていた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 辰水、申請地 美里町家所野田興____、登記地目・現況地目とも畑、面積 370㎡、借人 ____、貸人 ____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、合計面積は4,535㎡、このうち田が3,866㎡で畑が669㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 大里、お願いします。

若林委員 5番若林です。9日に地元推進委員と事務局と見させてもらいました。何ら問題ないので許可お願いします。

議 長 番号2、地区 安濃、お願いします。

平松委員 12番平松です。平成の初め頃から資材置場になっておりまして、追認するものです。

議 長 番号3、地区 辰水、お願いします。

清水委員 11番清水です。1月9日に現地を見させていただきました。何ら問題ないということでよろしくお願いします。

議 長 番号1から番号3について、地元委員さんから、異議なしということでございます。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第7号について、許可をすることに決定いたします。
次に議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 31ページをお願いします。
議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。

番号1、地区 安東、申請地 河辺町門脇____、登記地目・現況地目とも田、面積 495㎡ 外3筆、合計面積 2,189㎡、地上権者 ____、地上権設定者 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、407.77㎡、パネル設置率は、18.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、合計面積は2,189㎡で、全て田でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1 地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番川邊です。1月9日に地元推進委員4名と事務局で確認いたしました。問題ございません。

一つ聞きたいのですが、地上権の設定が来ておりますけど、この会社の内容はよく把握しているのですか。

事務局 農地法の要件では、その事業を行うかを定款や登記簿で確認しております。資金計画がきちんとついているということも確認しており、どのような会社かということは許可要件になってございません。

議長 番号1について、地元委員さんから、異議のなしという発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第8号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第9号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 32ページをお願いします。

議案第9号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 高野尾、願出者 ____、対象地 高野尾町新町____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 390㎡ 外1筆、合計面積 479㎡。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（昭和57年10月24日撮影）により、対象地に昭和52年頃から、住宅を建築する際の敷地の一部として使用し、現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号 1、地区 高野尾、お願いします。

若林委員 5 番若林です。地元推進委員と事務局で見させてもらいましたが、今回、息子さんの家を建てるので、建築申請をしたら農地のままだったということで、それを追認するという事で許可をお願いします。

議 長 番号 1 について、地元委員さんから、異議なしということでございます。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第 9 号については、証明することといたします。

若林委員 5 番若林です。ちょっと質問があります。非農地証明ですが、20 年たったから証明が出ますか。それまでは処分か何かあるのですか。

事 務 局 現状のような所でしたら、基本的には農地法の申請を出してくださいという指導があります。

若林委員 わかりました。

議 長 次に別冊でお配りしました、議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の 1 ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で 194, 473 m²、畑の賃貸借、使用貸借で 21, 477 m²、契約件数は 57 件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 13, 264 m²、畑の使用貸借で 3, 186 m²、契約件数は 9 件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で 1, 084 m²、畑の賃貸借、使用貸借で 5, 234 m²、契約件数は 6 件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 16, 707 m²、畑の使用貸借で 1, 102 m²、契約件数は 3 件でございます。

美里地区、香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて225,528㎡、畑の集積は、賃貸借、使用貸借を合わせて30,999㎡、合計契約件数は75件、合計面積は256,527㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区52件、河芸地区6件、安濃地区4件、芸濃地区2件で合計64件、合計面積は221,721㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で85.3%、面積で86.4%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

人・農地プランの作成が要件となっている新規の中間管理事業は2件となります。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、2枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございます。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

今月分については、議事参与の制限に該当する案件がありませんので、このままご審議をお願いします。

皆さん、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第1回第1農地部会を終了いたします。

午前10時50分

令和7年1月17日

議事録署名者

議事録署名者
